

**電池器具安全確保のための
表示に関するガイドライン**

第4版

2010年(平成22年) 6月改訂

社団法人 電池工業会

目 次

| | | |
|---------------|----------------------------|----|
| まえがき | ガイドライン改訂にあたって | 1 |
| ■第4版によせて | | 1 |
| ■第3版と第4版との相違点 | | 1 |
| I | 電池器具安全確保のための表示に関するガイドライン | 2 |
| 1. | ガイドラインの目的 | 2 |
| 2. | ガイドラインの運用 | 2 |
| 3. | 適用対象と表示対象 | 2 |
| 4. | 表示に関する基本的な考え方 | 2 |
| 5. | 表示の対象とする事項 | 3 |
| 6. | 危害・損害の程度の表示 | 4 |
| 7. | 表示の内容とその表現方法 | 5 |
| 8. | 表示の手段 | 6 |
| 9. | 表示内容の充実とその改善 | 7 |
| 10. | 表示関連法規 | 7 |
| 11. | 本ガイドラインの管理 | 7 |
| 付表-1 (A) | 危害・損害の程度の表示方法 | 8 |
| 付表-1 (B) | 警告図記号の使用上の留意点 | 9 |
| 付表-2 | 警告図記号 | 10 |
| 付表-3 (A) | 電池器具本体への警告表示の基本例 | 13 |
| 付表-3 (B) | 個装・取扱説明書・単品カタログなどへの警告表示の例 | 14 |
| 付表-3 (C) | 個装・取扱説明書・単品カタログなどへの警告表示の例 | 15 |
| 付表-4 (A) | 安全点検マークおよびキャッチフレーズ | 16 |
| 付表-4 (B) | 取扱説明書などへの安全点検のための表示 | 16 |
| 付表-5 (A) | 表示関連法規の例 国内関連法規 | 17 |
| 付表-5 (B) | 表示関連法規の例 海外関連規格等 | 18 |
| II | 電池器具分類別表示推奨文例 | 20 |
| 資料編 | 商品別分類：(1-a) 携帯電灯 | 21 |
| 資料編 | 商品別分類：(1-b) 防犯ブザー | 22 |
| 資料編 | 商品別分類：(1-c) クリーナー | 23 |
| 資料編 | 商品別分類：(1-d) その他 | 24 |
| 資料編 | 機能別分類：(2-a) 充電式器具 | 25 |
| 資料編 | 機能別分類：(2-b) 密閉式器具（水中使用器具等） | 26 |
| 資料編 | 機能別分類：(2-c) 蛍光灯使用器具 | 27 |
| 資料編 | 機能別分類：(2-d) その他 | 28 |
| III | 器具委員会・委員名簿 | 30 |

まえがき

ガイドライン改訂にあたって

■第4版によせて

2009年3月(財)家電製品協会は「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン 第4版」を刊行した。

これに先立ち(社)電池工業会は製品安全文化の定着を目指し、2008年(平成20年)に「一次電池安全確保のための表示に関するガイドライン」および「小形二次電池の安全確保のための表示ガイドライン」を見直し改訂を行った。

(社)電池工業会器具委員会としても、前述の各種ガイドラインとの整合性および、製品に対する安全意識が高まっている社会情勢を鑑みて今回「電池器具安全確保のための表示に関するガイドライン」の見直しを行い、改訂版(第4版)をここに刊行する。

(社)電池工業会の会員各社の皆様をはじめ電池器具をご使用しております皆様方においても、このガイドラインの主旨をご理解のうえ、ご活用いただきたいと思います。

(参考)ガイドライン制定から第3版までの経過

初版の作成：1995年(平成7年)4月発行

1995年(平成7年)7月施行決定した製造物責任法(PL法)と製品安全に対する消費者意識の高揚した社会状況から、(社)日本乾電池工業会PL委員会は「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」を引用し電池器具用にアレンジしたものを「電池器具安全確保のための表示に関するガイドライン」として初版を作成・発行した。

第2版：1999年(平成11年)3月改訂

1997年(平成9年)「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」が改訂された。(社)日本乾電池工業会と(社)日本蓄電池工業会とは発展的に(社)電池工業会に統合され、一次電池、二次電池の整合性を図るため「一次電池安全確保のための表示に関するガイドライン」の見直し改訂を行った。これらを背景として名称も「電池器具安全確保のための表示に関するガイドブック」として初版ガイドラインを改訂した。

第3版：2005年(平成17年)3月改訂

2000年(平成12年)2月20日、「消費者用警告図記号」JIS S 0101-2000が制定され、同年5月「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」が改訂された。

(社)電池工業会は「一次電池安全確保のための表示に関するガイドライン」、「小形二次電池の安全確保のための表示ガイドライン」を改訂した。これらを背景として(社)電池工業会器具委員会は「電池器具安全確保のための表示に関するガイドブック 第2版」を改訂した。




■第3版と第4版との相違点



- 1.電池器具の分類は最近の市場動向から商品群の見直しを実施した。併せて商品が持つ特徴・機能にも視点を置き、「商品別分類」と「機能別分類」の大分類を設定した上で商品の属性に合わせた分類とし、11分類から8分類(商品別分類：4+機能別分類：4)とした。
 - 携帯電灯(防滴・防水タイプ)を削除し、機能別分類として密閉式器具を追加した。
 - 蛍光灯は蛍光灯使用器具として、機能別分類とした。
 - 充電式器具を機能別分類とした。
 - 風呂ブザー、給油ポンプ、噴霧器を削除した。
- 2.防水・防滴タイプに関して、製品の構造から機能別分類として密閉式器具とそうでないものの区分とした。
- 3.本体への「警告」表示は表示スペースを考慮し、必須表示から表示推奨とした。
- 4.絵表示の最小大きさを3mmから8mmとし、家製協ガイドラインに合わせた。
- 5.充電式パック電池に関する内容は「小形二次電池の安全確保のための表示ガイドライン」に委ねることとし削除した。
- 6.付表2の図記号に「指のケガに注意」及び「手を挟まれないよう注意」を追加した。
- 7.付表2に警告図記号使用上の留意点を追加した。
- 8.重複を避けるため、電池器具安全確保のための表示推奨文例(共通)を削除した。
- 9.電池器具分類表示推奨文例を1.の電池器具分類に合わせて改訂した。

I 電池器具安全確保のための表示に関するガイドライン

| 表示に関するガイドライン | 注 釈 |
|---|--|
| <p>1. ガイドラインの目的 このガイドラインは、電池器具の安全な使用を確保し、「人身への危害と財産への損害を未然に防ぐための表示」に関する基本的な事項と考え方をまとめ、具体的に活用することを目的とする。</p> <p>2. ガイドラインの運用 適用にあたっては、安全に関する各社の開発競争を制限するものではなく、また、安全表示の必要の有無については、各社が自主的に判断し、取捨選択できるものとするが、表示の実施にあたっては、基本的に本ガイドラインに基づくことが好ましい。</p> <p>3. 適用対象と表示対象</p> <p>3.1 適用対象 日本国内で販売を目的とする電池器具を適用対象とする。</p> <p>3.2 表示対象 表示対象は製造事業者（含む販売事業者）による、最終消費者が使用する電池器具の本体（含むラベル）、個装（化粧箱・ヘッダー・台紙・袋等）、取扱説明書、単品カタログおよびこれに準じる資料に適用する。</p> <p>4. 表示に関する基本的な考え方 電池器具の安全確保は、あらゆる使用環境条件を想定して危険予測を行ない、技術的手段による本質的安全対策を講ずることが基本である。表示の役割は、技術面での対応を補完し、電池器具の取扱いにおいて使用者が必要とする危険防止情報、また誤使用による危険回避情報等を提供し、安全な使い方ができるように支援・誘導することである。本ガイドラインでは電池器具の安全使用を確保し、人身危害や財産損害への拡大被害を防ぐために表示を行なう。</p> <p>4.1 表示事項 電池器具および使用電池のもつ経年変化を含めた品質・性能等の製品特性を考慮し表示を行なうと共に、技術的手段では合理的に対応できない事項や誤使用による拡大被害を回避するのに必要と考えられる事項に関して表示を行なう。</p> <p>4.2 配慮事項 表示内容は、最終消費者の電池器具に関する知識、習慣、能力および常識等を考慮し、誰にでも十分理解が得られるものとする。なお、電池器具の使用者は、購入者はもとよりその家族、友人等第三者におよぶことも配慮した表示とする。また、人身への危害と財産への損害を防ぐため、製品の使用場面を想定した予見可能な誤使用についても配慮して行うものとする。</p> <p>4.3 表示の分類 表示を効果的に行なうため、人身への危害、財産への損害の程度を第6項に示す「危険」「警告」「注意」の3つのレベルに分類し、それぞれに適した表示を行なう。 なお、危険を避けるための行動については、危険の内容を具体的に示し、使用者の誤使用を回避し、警告の効果が上がる表示に注力する。</p> | <p>●このガイドラインは製造物責任に係る事故の予防を意図し、使用者が電池器具を安全に、正しく使用するための情報伝達を目的とする。</p> <p>●改訂に関しては、（財）家電製品協会（以下、家製協という）がまとめた「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン第4版」（以下、家製協のガイドラインという）2009年（平成21年）3月刊行を参考にした。</p> <p>●あくまでも国内PL法を対象にしたものであり、海外向け製品の対応は各社の自主性に任せる。</p> <p>●JIS S 0101-2000に基づいて「危険」「警告」「注意」の3つのレベルに分類した。</p> |

| 表示に関するガイドライン | 注 釈 | | | | | | | | |
|---|---|----|------|-------|----------------------------|-------|--|-------|--------------------------------|
| <p>4.4 表示の要素 表示は原則として次の4つの要素で行なう。</p> <p>a) 注意を促す図記号：一般注意図記号を用いる。 b) 危害・損害の程度：危害・損害のレベルを示す「危険」、「警告」及び「注意」の用語。 c) 絵表示：禁止・注意・指示事項を示す警告図記号やイラスト・絵等を指す。 d) 説明文：危害・損害の内容、回避方法および応急措置などを指示する文章。</p> <p>4.5 警告記号の分類 警告図記号の分類は、表1による。</p> | <p>●家製協のガイドラインと同様にした。</p> <p>●家製協のガイドラインと同様にした。</p> | | | | | | | | |
| <p>表1 警告図記号の分類</p> | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="245 703 427 734">分類</th> <th data-bbox="427 703 1348 734">適用概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="245 734 427 766">禁止図記号</td> <td data-bbox="427 734 1348 766">電池器具の取扱いにおいて、その行為を禁止する図記号。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 766 427 797">注意図記号</td> <td data-bbox="427 766 1348 797">電池器具の取扱いにおいて、発火、感電、高温等に対する注意を喚起するための図記号。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 797 427 828">指示図記号</td> <td data-bbox="427 797 1348 828">電池器具の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制する図記号。</td> </tr> </tbody> </table> | | 分類 | 適用概要 | 禁止図記号 | 電池器具の取扱いにおいて、その行為を禁止する図記号。 | 注意図記号 | 電池器具の取扱いにおいて、発火、感電、高温等に対する注意を喚起するための図記号。 | 指示図記号 | 電池器具の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制する図記号。 |
| 分類 | 適用概要 | | | | | | | | |
| 禁止図記号 | 電池器具の取扱いにおいて、その行為を禁止する図記号。 | | | | | | | | |
| 注意図記号 | 電池器具の取扱いにおいて、発火、感電、高温等に対する注意を喚起するための図記号。 | | | | | | | | |
| 指示図記号 | 電池器具の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制する図記号。 | | | | | | | | |
| <p>4.6 電池器具の分類 表示対象電池器具をその属性に合わせ、下記に示す「商品別分類」及び「機能別分類」に分類する。 ※多機能電池器具については、該当器具に従う。</p> <p>(1)商品別分類</p> <p>a) 携帯電灯 （懐中電灯・ポケットライト・強力ライト・常備灯・自動車用） （非常信号灯・ヘッドランプ・ランタン等）</p> <p>b) 防犯ブザー c) クリーナー d) その他</p> <p>(2)機能別分類</p> <p>a) 充電式器具 b) 密閉式器具 c) 蛍光灯使用器具 d) その他</p> <p>4.7 表示の対象とする段階 表示は、電池器具の購入から廃棄に至るまでの各使用段階を対象とする。</p> <p>5. 表示の対象とする事項 電池器具の購入から廃棄に至る各使用段階について、電池器具の特性を考慮したうえ、安全確保に関する次の事項の表示を行なう。</p> <p>a) 使用環境や使用条件に関する事項 b) 設置や据付に関する事項 c) 使用前の準備に関する事項 d) 用途以外の使用に関する事項 e) 使用方法に関する事項 f) 保守・点検に関する事項 g) 異常時の処置に関する事項 h) 保管に関する事項 i) 廃棄に関する事項</p> | <p>●「商品別」と「機能別」に分類した。</p> <p>●表示の対象となる事項は、家製協のガイドラインに基づく「製品使用各段階の分類」に応じた製品の購入から廃棄に至る全過程における表示事項に従って検討を行ない、あるべき表示事項を「Ⅱ 電池器具分類別表示推奨文例(1-a)～(2-d)」にまとめた。</p> | | | | | | | | |

| 表示に関するガイドライン | 注 釈 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------------|------------|-----------|---------------|------|----|---|--------------------|-----|-----|-----|-------|---|------|--|--------|---|---|---|--|---|
| <p>6. 危害・損害の程度を表示 危害・損害の程度は、「危険」、「警告」および「注意」の3段階のレベルに分類し、その表示方法は、一般注意図記号と「危険」、「警告」または「注意」の用語を組み合わせて表示する。</p> <p>6.1 3段階のレベルの定義</p> <p>a) 「危険」(Danger) 取扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷(*1)を負うことがあり、かつ その切迫の度が高い危害の程度。 ただし、この表示は限定的に使用し、多用しない。</p> <p>b) 「警告」(Warning) 取扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷(*1)を負うことが想定される危害の程度。</p> <p>c) 「注意」(Caution) 取扱いを誤った場合、使用者が軽傷(*2)を負うことが想定されるか、または物的損害(*3)の発生が想定される危害・損害の程度。</p> <p>(*1) 重傷とは、失明、けが、やけど(高温・低温)、感電、骨折、中毒などで、後遺症が残るものおよび治療に入院・長期の通院を要するものをいう。 (*2) 軽傷とは、治療に入院や長期の通院を要さないけが、やけど、感電などをいう。 (*3) 物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットなどにかかわる拡大被害を指す。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●家製協のガイドラインおよびJIS S 0101-2000に準じて文章変更した。 ●家製協のガイドラインに準じた。 ●家製協のガイドラインに準じた。 ●家製協のガイドラインに準じた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>注 「危険」「警告」「注意」の区分と基本的な考え方は下記に従うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="240 1093 847 1420"> <thead> <tr> <th>程度 \ 頻度</th> <th>大 (切迫)</th> <th>中 (可能性)</th> <th>小 (想定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>該当なし</td> <td colspan="2" rowspan="2">警告</td> </tr> <tr> <td>重傷</td> <td>危険</td> </tr> <tr> <td>傷害</td> <td rowspan="2">警告</td> <td colspan="2" rowspan="2">注意</td> </tr> <tr> <td>物的損害</td> </tr> </tbody> </table> | 程度 \ 頻度 | 大 (切迫) | 中 (可能性) | 小 (想定) | 死亡 | 該当なし | 警告 | | 重傷 | 危険 | 傷害 | 警告 | 注意 | | 物的損害 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「危険」「警告」「注意」の危険水準を被害程度と発生頻度とのマトリクスによる考え方をまとめた。 | | | | | | |
| 程度 \ 頻度 | 大 (切迫) | 中 (可能性) | 小 (想定) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 死亡 | 該当なし | 警告 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重傷 | 危険 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 傷害 | 警告 | 注意 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 物的損害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>注 表示の要否は下記に従うものを原則とする。 ◎：必須表示 ○：表示推奨</p> <table border="1" data-bbox="240 1541 940 1794"> <thead> <tr> <th>媒体 \ 区分</th> <th>危険</th> <th>警告</th> <th>注意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体(刻印・印刷・ラベル)</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>個装(化粧箱・ヘッダー・台紙・袋等)</td> <td>注1◎</td> <td>注1◎</td> <td>注1◎</td> </tr> <tr> <td>取扱説明書</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>単品カタログ</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 取扱説明書が個装の中に入っているものは、導入文でもよい。</p> <p>導入文表示(例)</p> <table border="1" data-bbox="416 1868 668 1973"> <tr> <td style="text-align: center;">  注意 ご使用の際は、取扱説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。 </td> </tr> </table> | 媒体 \ 区分 | 危険 | 警告 | 注意 | 本体(刻印・印刷・ラベル) | ◎ | ○ | ○ | 個装(化粧箱・ヘッダー・台紙・袋等) | 注1◎ | 注1◎ | 注1◎ | 取扱説明書 | ◎ | ◎ | ◎ | 単品カタログ | ◎ | ◎ | ◎ |  注意 ご使用の際は、取扱説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。 | <ul style="list-style-type: none"> ●表示のうち、「危険」事項は安全確保のうえで最重要項目であり、電池器具本体への表示を原則とする。 ●表示スペースに制限がある場合、表示事項の簡素化については、各社の自主性に委ねる。 |
| 媒体 \ 区分 | 危険 | 警告 | 注意 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本体(刻印・印刷・ラベル) | ◎ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個装(化粧箱・ヘッダー・台紙・袋等) | 注1◎ | 注1◎ | 注1◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取扱説明書 | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単品カタログ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  注意 ご使用の際は、取扱説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |


| 表示に関するガイドライン | 注 釈 |
|---|---|
| <p>7. 表示の内容とその表現方法 次の事項は、警告表示の手段（製品本体、取扱説明書、カタログなどへの表示）のすべてに関して適用する。</p> <p>7.1 使用者の想定 警告表示はその製品の使用者を想定して行う。ただし、製品の使用者は一般消費者であり、購入者だけでなく、来客、購入者から製品を譲渡された人なども含まれる。また、使用者には、年少者、高齢者、病人、身体障がい者、文化や習慣の異なる在日外国人なども含まれる。製品の特性によってはこれらを考慮し、必要に応じて、保護者・介護者、または、これに準じる人に対して、危険回避・安全確保の処置を求めるための表示を行う。</p> <p>7.2 警告表示の内容の検討 次の項目を具体的に検討し、使用者が危険を予防したり回避するための具体的な行動を促す事項や内容を、警告表示の手段（媒体）の特性に応じて適切に表示する。</p> <p>a) 取扱いを誤った場合、どんな危害や損害が発生するのか。 b) その発生の可能性(頻度)はどのくらいか。 c) 危害や損害の程度はどのくらいか。 d) その危害や損害を避けるにはどうすればよいのか。 e) 発生した場合の処置はどうすればよいのか。</p> <p>また、据付・設置、移設に伴って、危害や損害発生のおそれがあり、専門家（販売店など）への依頼を必要とする事項があれば、明記する。</p> <p>7.3 危害・損害の程度の表示方法 危害・損害の程度の表示は、必ず注意を促す図記号（一般注意図記号）と危害・損害のレベル（「危険」、「警告」または「注意」の用語）を組み合わせる。 表示方法は、付表-1 (A) (B) による。</p> <p>7.4 絵表示 警告表示の要点を使用者が一目で理解できるよう、必要に応じて絵表示を用いる。絵表示には、警告図記号およびイラストレーションや絵など（以下、イラストという）があり、組み合わせる用いるのがよい。警告図記号を付表-2に示す。</p> <p>7.5 イラストの活用 使用者がわかりやすいように、イラストを使った表示が望ましいが、この場合はイラストの近傍に、警告図記号を添える。 なお、製品本体や取扱説明書での警告表示においては、製品イラストを擬人化すること(*4)は望ましくない。 (*4) 例えば、製品を擬人化（キャラクター化）し、手足を出したイラストが踊ったりしている表現などは、製品に振動を与えても大丈夫とか危険からすぐ逃げられるなどの誤解を与える。また、笑った顔のキャラクターイラストで表現した警告表示は、重要でないと思われる可能性がある。小児向け、教育用のパンフレットなどの場合は、その扱い方に十分な配慮が必要である。</p> <p>●注意を促す図記号： ●危害・損害の程度を示す用語：危険、警告、注意 説明文表事(例)</p> <div data-bbox="296 1760 852 1973" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  注意 </div> <p>■目に光を当て続けたい</p> <p>目をいためる原因となります。</p>  </div> | <p>●広範囲の使用者を想定し、注意表示に加えて、一目でわかるような図記号や絵・イラストを併用することが望ましい。</p> <p>●在日外国人を想定して、日本語と外国語との併用については各社の自主的判斷に委ねる。</p> <p>●使用者に対し単に禁止や強制するだけでなく、それを守らなかった場合にどのような危害があるかについて具体的な情報を提供することが重要である。</p> <p>●ISO 3864, JIS S 0101-2000, ANSI Z 535.3/4等に準拠して注意を促す図記号、危害・損害の程度を示す用語、絵表示および説明文表示の4つの要素で表示する。</p> |

| 表示に関するガイドライン | 注 釈 |
|---|---|
| <p>7.6 説明文表示</p> <p>文章は簡潔明瞭でわかりやすく、誤解を生じないものであること。また、「必ず守ること」「・・・を禁止」等、行動を直接指示する言葉で明確に危険防止の指示を与えるものであること。指示の内容に、禁止事項と指示事項の両方を含む場合は、まず禁止事項を優先して表示し、ついで指示事項を表示することを原則とする。なお、絵表示のみで表示の意味が理解されと思われる場合は、その説明文を省略してもよい。</p> <p>文書の表現においては、次の要点に配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 単文構造で表現する。 敬語や謙譲語表現はなるべく使わない。 一文節は一意とし、理解しやすくする。 一文節は原則として40字以内とする。 能動態表現とする。(受動態表現はわかりにくいいため) 専門用語、技術用語は必要最小限にとどめる。 代名詞による指示は曖昧となるので使わない。 漢字の使用は、原則として常用漢字の範囲内とする。 <p>8. 表示の手段</p> <p>8.1 表示方法</p> <p>警告図記号を電池器具本体に表示する場合は、付表一3(A)に基づき、危害・損害の程度を示す表示および説明文とともに表示する。</p> <p>8.2 表示の大きさ</p> <p>電池器具本体に表示する文字や図記号の大きさは、高齢者でもわかりやすい大きさを考慮し、原則次のとおりとする。ただし、注意を促すために使用する一般注意図記号に最小寸法が適用できない製品の場合は、視認性向上に十分な配慮が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 図記号の最小の大きさは、1辺が8mmの基本正方形(*5)とする。 説明文に使用する文字サイズは、8ポイント(写植12級相当、文字高さ:3mm相当)以上とする。付表一3(A)の例を参照。 (*5) 基本正方形の定義は、付表一1(B)に示す。 <p>8.3 電池器具本体、および個装等への表示</p> <p>(1)電池器具本体への表示</p> <ol style="list-style-type: none"> 電池器具本体への表示は、「危険」水準に該当する事項について、表示を原則とする。また、「警告」「注意」水準に該当する事項については表示を推奨する。電池器具によっては表示スペースが制限されるため、具体的表示は、各社の自主判断に委ねる。本体記載事項は「表示推奨文例」を参考とする。 電池器具本体への表示は、本体への刻印、印刷、貼付ラベルなど適切な方法を採用する。 電池器具本体への表示は、その電池器具本体を使用する際、使用者から容易に見え、読める大きさであること。 電池器具本体表示は、容易に磨耗・日光・ほこり・泥や家庭で清掃に使用される洗剤や化学雑巾などで色あせたり、損傷や汚れたりしない耐久性を考えた素材、インク、接着剤を使用する。 <p>(2)個装への表示</p> <ol style="list-style-type: none"> 個装への表示事項および表示上の留意点については、付表一3(B)~(C)による。 個装への表示事項は、「表示推奨文例」を参考にする。 ポケットライト等、電池器具本体への表示が困難なものについては個装等に表示事項を記載する。 | <p>●表示に使用する用字や用語は「用字用語辞典」、技術用語は「JIS工業用語大辞典」を参考にするとよい。</p> <p>●電池器具本体に表示する図記号と説明文の文字の大きさは家製協のガイドラインに準拠した。</p> <p>●家製協のガイドラインに準拠した。</p> |

| 表示に関するガイドライン | 注 釈 |
|--|--|
| <p>8.4 取扱説明書および単品カタログへの表示</p> <p>a) 電池器具本体に表示した事項は、取扱説明書や単品カタログ等には必ず表示する。</p> <p>b) 取扱説明書や単品カタログ等への表示見出しは、ゴシック文字を使用する。</p> <p>c) 電池器具の種類や特性に応じて、表示はひとまとめにして、冒頭の部分等の最も目立つところに記載する。この場合、危害・損害の程度を示す用語はその都度表示する他、字体や色、レイアウトで目立つよう配慮する。</p> <p>d) 電池器具本体の表示と、取扱説明書や単品カタログその他の表示内容に、相互に矛盾した表現や内容の表示がないよう留意する。</p> <p>e) 安全のために使用環境や使用条件の制限を必要とする等、購入前に消費者に知らせる必要のある事項は単品カタログに必ず記載する。</p> <p>8.5 安全点検のための表示</p> <p>製品を長期にわたって使用する場合、安全性を維持するには「製品の経年変化に伴う安全点検」や「異常時の処置」に関して、使用者自身による点検と販売店による点検および処置(清掃、修理)が大切である。安全点検マーク、キャッチフレーズ、絵、文章により消費者に対して安全点検の啓発をおこなう。</p> <p>a) 安全点検マークおよびキャッチフレーズは付表4-(A)に示す。</p> <p>b) 絵、文章により点検を要すると考えられる製品の状態を具体的に表示する。</p> <p>c) 定期的な点検が必要と考えられる場合は、必要に応じてその年数を記載する。</p> <p>d) 所定の年数で交換を必要とする部品があれば、必要に応じて表示する。</p> <p>e) 表示事項は、使用者自身で点検実施する内容、販売店への依頼を要する場合など、とるべき処置を表示する。</p> <p>f) 取扱説明書に表示する。必要に応じて製品本体への表示、カタログへの表示をおこなう。また販売店などによる使用者への助言の便宜を考慮し、必要に応じてサービス技術費料にも表示をおこなう。取扱説明書の表示の内容および表示の例を付表-4(B)に示す。</p> <p>9. 表示内容の充実とその改善</p> <p>a) 製造事業者(含む販売事業者)は、各種電池器具ごとに事故例、特性並びに評価テストを勘案し、現在の表示内容、表示方法、表示手段、危害・損害の程度について適宜見直しを行う。</p> <p>b) 電池器具の製品ごとに統一的で効果的な表示を行うため、表示内容等は、基本的に本ガイドラインに基づくものとするが、各社の創意工夫を尊重する。</p> <p>10. 表示関連法規</p> <p>法規上(JIS、公的機関の定める業界規格を含む)表示を義務づけられている事項は、当該法規に従った表示を優先する。なお、表示に関しては各業界および国際規格の動向を今後とも注意する必要がある。電池器具に直接関係がないものも含むが、表示に関する関連法規(国際規格を含む)の例を参考までに付表-5(A)(B)に示す。</p> <p>11. 本ガイドラインの管理</p> <p>本ガイドラインは、(社)電池工業会・器具委員会で適宜見直しを行なう。また、(財)家製協において定める要領やガイドラインの変更、修正がある場合は適宜器具委員会で見直しの検討を行なう。本ガイドラインの内容や運用において不明な点や疑義がある場合には、器具委員会で協議する</p> | <p>●表示例を付表-3(B) および付表-3(C) に示す。</p> <p>●家製協のガイドラインと同様にした。</p> <p>●充電式機器を使用する場合に限定して表示する。</p> |

危害・損害の程度の表示方法

(1) 「危険」〔6.1 a) 項〕



危険・損害の程度を示す用語

- 基本はゴシック系とする。
- 字高は一般注意図記号の基本正方形の1辺と同じA寸法とし、位置は基本正方形に合わせる。
(付表 1 (B) 参照)

一般注意図記号

- 図記号は付表-2の1-01 (一般注意) を用いること
- 多色刷の場合は次の色とすること
三角形の枠および！記号……黒
三角形の内部……黄色
- 網かけ印刷の場合、三角形の内部は網をかけないこと

(2) 「警告」〔6.2 b) 項〕



(3) 「注意」〔6.3 c) 項〕



警告図記号の使用上の留意点

1. 図記号の基本形状 (図1)

- 禁止図記号、注意図記号および指示図記号の枠寸法を見かけ上、同一であるようにするために、一辺 (A) の基本正方形を設定する。
- 禁止図記号および指示図記号の円形は基本正方形の1.25倍の外径とする。
- 注意図記号の三角形は基本正方形の1.5倍の正三角形を外側の縁とする。
- 一般注意図記号を「危険・警告・注意」と組合せて使う場合の文字高さは、基本正方形の一辺と同じA寸法とし、位置は基本正方形に合わせる。(図2)
- それぞれの枠の大きさは、図記号の一つのセットの中では一定に保つことが望ましい。

2. 図記号の最小の大きさ

- 図記号の最小の大きさは、 $A=8\text{mm}$ とする。(図3は原寸大での表示)
ただし、注意を促すために使用する一般注意図記号に最小寸法が適用できない製品の場合は、視認性向上に十分な配慮が必要である。

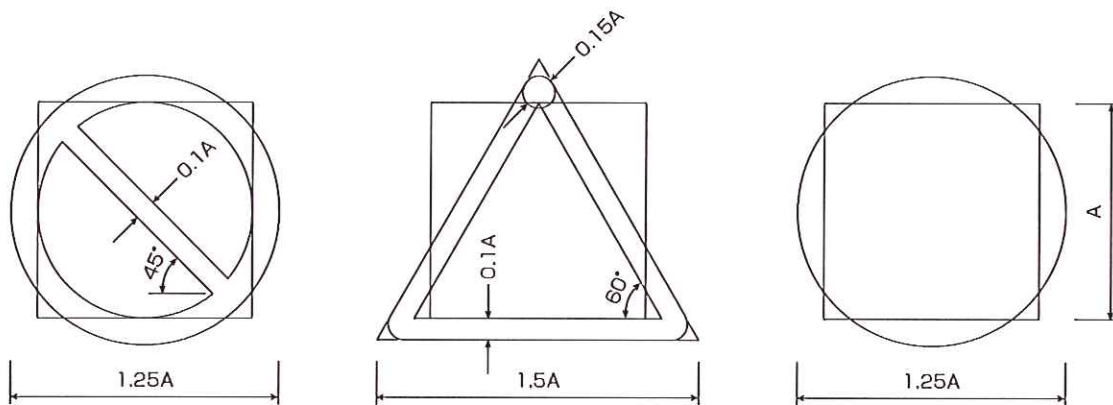


図1

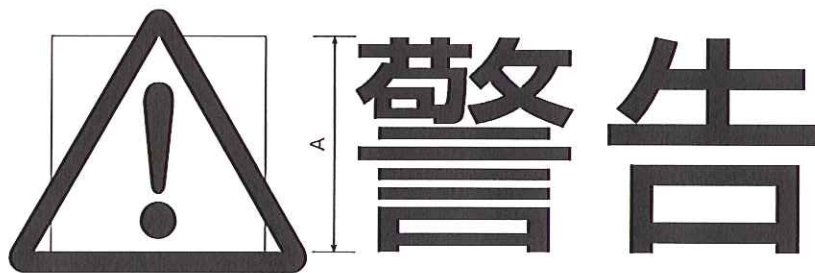


図2

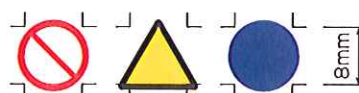






図3

警告図記号



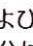
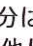



1. 注意図記号




| 基本形状 | 色 | 使い方 |
|---|----------------------|---|
|  | 三角の枠部分は黒とし、内部は黄色とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ●製品の取扱いにおいて、発火、破裂、高温等に対する注意を喚起するために用いる。 ●▲の形状の中に具体的な注意事項を表わす図記号を黒色で図示する。 ●網かけ印刷の場合、三角形の内部は網をかけないこと。 |




| | 図記号 | 名称および意味 | 関連規格 |
|------|---|---|---|
| 1-01 |  | 名称：一般注意 意味：特定しない一般的な注意を示す。 | JIS S 0101の6.2.1 ISO 7010のW001 |
| 1-02 |  | 名称：発火注意 意味：特定の条件において、発火の可能性を示す。 | JIS S 0101の6.2.2 ISO 7010のAmd.2のW021 |
| 1-03 |  | 名称：破裂注意 意味：特定の条件において、破裂の可能性を示す。 | JIS S 0101の6.2.3 ISO 7010のW002 |
| 1-04 |  | 名称：感電注意 意味：特定の条件において、感電の可能性を示す。 | JIS S 0101の6.2.4 ISO 7010のAmd.1のW012 |
| 1-05 |  | 名称：高温注意 意味：特定の条件において、高温による傷害の可能性を示す。 | JIS S 0101の6.2.5 ISO 7010のAmd.1のW017 |
| 1-06 |  | 名称：回転物注意 意味：モーター、ファンなど、回転物のガードを取り外すことによって起こる傷害の可能性を示す。 | JIS S 0101の6.2.6 |

| | 図記号 | 名称および意味 | 関連規格 |
|------|---|---|---|
| 1-07 |  | 名称：指を挟まれないよう注意 意味：ドアー、挿入口などで、指を挟まれることによって起こる傷害の可能性を示す。 | 関連規格なし。但し手のデザインはISO 7001-019 Do not dispose of rubbish hereに準拠している。 |
| 1-08 |  | 名称：指のケガに注意 意味：特定の条件において、ケガする可能性を示す。 | 関連規格なし |
| 1-09 |  | 名称：手を挟まれないよう注意 意味：ドアー、挿入口などで、手が挟まれることによって起こる可能性を示す。 | 関連規格なし |


2. 禁止図記号




| 基本形状 | 色 | 使い方 |
|--|---------------------------|---|
|  | 円および内部の斜線部分は赤とし、その他は白とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ●製品の取扱いにおいて、その行為を禁止するために用いる。 ●の使い方は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) の形状中に具体的な禁止事項を意味する図記号を黒色で図示する。は図記号にかぶせる。 (2) 図記号以外の絵（イラストレーション）を併用する場合は、その絵にを添える。 (3) 図記号を用いず、文章のみの場合は、その文章にを添える。 (4) 網かけ印刷の場合、の内部は網をかけないこと。 |

| | 図記号 | 名称および意味 | 関連規格 |
|------|---|--|------------------------------------|
| 2-01 |  | 名称：一般禁止 意味：製品の取扱いにおいてその行為を禁止するために用いる。 | JIS S 0101 (5.1項) ISO 7010のP001 |
| 2-02 |  | 名称：火気禁止 意味：外部の火気によって製品が発火する可能性を示す。 | JIS S 0101の6.1.1 ISO 7010のP003 |
| 2-03 |  | 名称：接触禁止 意味：製品の特定場所に触れることによって傷害が起こる可能性を示す。 | JIS S 0101の6.1.2 |
| 2-04 |  | 名称：風呂、シャワー室での使用禁止 意味：防水処理のない製品を風呂、シャワー室で使用すると、漏電によって感電や発火の可能性を示す。 | JIS S 0101の6.1.3 |

| | 図記号 | 名称および意味 | 関連規格 |
|------|---|--|------------------|
| 2-05 |  | 名称：分解禁止 意味：製品を分解することで感電などの傷害が起こる可能性を示す。 | JIS S 0101の6.1.4 |
| 2-06 |  | 名称：水ぬれ禁止 意味：防水処理のない製品を水がかかる場所で使用したり、水にぬらすなどして使用すると漏電によって感電や発火の可能性を示す。 | JIS S 0101の6.1.5 |
| 2-07 |  | 名称：ぬれ手禁止 意味：製品をぬれた手で扱おうと感電する可能性を示す。 | JIS S 0101の6.1.6 |

3. 指示図記号

| 基本形状 | 色 | 使い方 |
|--|---------------|--|
|  | 円の内部を青で塗りつぶす。 | <ul style="list-style-type: none"> ・製品の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制するために用いる。 ・●の形状の中に具体的な指示事項を意味する図記号を白系統で図示する。 |

| | 図記号 | 名称および意味 | 関連規格 |
|------|---|---|-----------------------------------|
| 3-01 |  | 名称：一般指示 意味：使用者に指示に基づく行為を強制する。 | JIS S 0101の6.3.1 ISO 7010のM001 |
| 3-02 |  | 名称：電源プラグをコンセントから抜け 意味：使用者に対し電源プラグをコンセントから抜くように指示する。 | JIS S 0101の6.3.2 |
| 3-03 |  | 名称：アース線を必ず接続せよ 意味：安全アース端子付の機器の場合、使用者にアース線を必ず接続するように指示する。 | ISO 7010のAmd.2のM005 |

4. 警告図記号使用上の留意点

- ①正確に伝えるため伝達補助表示を付加すること。
- ②伝達補助表示は、図記号の名称に相当するもので、省略した名称でも構わない。
- ③伝達補助表示は、原則図記号の下に書くこと。(下図参照)
- ④取扱説明書においては、説明文中で図記号の意味が伝えられていれば伝達補助表示はなくても構わない。
しかし、使用者（消費者）の理解を促すために伝達補助表示を付加することが望ましい。



付表-3 (A)

電池器具本体への警告表示の基本例

●実際の大きさや比率は変更してよいが次の点に留意する。

- a) 図記号の最小の大きさは、1辺が8mmの基本正方形とする。(付表-1(B)参照)
- b) 危険の種類を表す図記号の大きさは、危害・損害の程度の表示に用いる一般注意記号より大きく強調して用いる。
- c) 図記号と背景色とのコントラスト(明度差)は、マンセル値4.0以上とする。
なお、背景色は白系統色が望ましい。
- d) 説明文に使用する文字のサイズは、8ポイント(写植12級相当、文字の高さ:3.0mm相当)以上とする。
- e) 説明文の書体は、ゴシック系が望ましい。

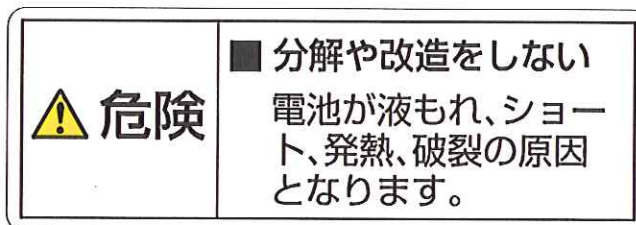
(1) 縦型



(2) 横型



(3) 絵表示区画なし



個装・取扱説明書・単品カタログなどへの警告表示の例

安全上の注意

危険

- 次のことを守らないと電池が液もれ、ショート、発熱、破裂の原因となります。
 - (1) 専用充電器を使用する
 - (2) 電池は火への投入、加熱をしない
 - (3) 分解や改造をしない
 - (4) ○○電池以外の充電には使用しない
 - (5) 電池の(+)端子と(-)端子を逆にして充電しない
- (+)(-)端子間をショートさせない
(やけど、発煙、発火の原因となります。)
- 電池の液が目に入ったときは、すぐにきれいな水で充分洗い、ただちに医師の治療を受ける
(失明の原因となります。)










警告

- 次のことを守らないと感電や故障の原因となります。
 - (1) 水のかかるところで使用しない
 - (2) 専用充電アダプター、充電スタンド以外のものは使用しない
 - (3) 分解や改造をしない
- 定格電圧以外の電源を使用しない
(過充電による発熱や故障または充電不足の原因となります。)
- 外装チューブをはがしたりキズつけたりしない
(電池がショートし、液もれ、発熱、破裂する原因となります。)
- 電源コード・プラグを破損するようなことはしない
(傷んだまま使用すると感電、ショート、発火、火災の原因となります。)
- 電源プラグのほこりなどは定期的にとる
(プラグにほこり等がたまると、湿気等で絶縁不良となり火災の原因となります。)
- 電源プラグは根元まで確実に差し込む
(差し込みが不完全ですと、感電や発熱による火災の原因となります。)
- 電池が液もれしたり変色、変形等の異常がある場合は使用しない
(電池が発熱、破裂する原因となります。)
- 電池の液が皮膚や衣類に付着した場合は、直ちにきれいな水で洗い流す

注意

- ぬれた手で電源プラグを触らない
(感電やショートの原因となります。)
- 充電が完了したら電源プラグを抜く
(絶縁劣化により感電、火災の原因となります。)
- 炎天下の車内や暖房器具のそばなど、温度が高くなる場所で保管しない
(本体の変形によるショートや発火、故障、電池の劣化の原因となります。)

個装・取扱説明書・単品カタログなどへの警告表示の例

| 安全上の注意 | |
|---|--|
| ⚠ 危険 | |
| <ul style="list-style-type: none">■電池は火への投入、加熱をしない■分解や改造をしない■〇〇電池以外の充電には使用しない■電池の(+)端子と(-)端子を逆にして充電しない <p> 電池が液もれ、ショート、発熱、破裂の原因となります。</p> | <ul style="list-style-type: none">■専用充電器を使用する <p> 電池が液もれ、ショート、発熱、破裂の原因となります。</p> |
| ⚠ 警告 | |
| <ul style="list-style-type: none">■定格電圧以外の電源を使用しない <p> 過充電による発熱や故障または充電不足の原因となります。</p> <ul style="list-style-type: none">■外装チューブをはがしたりキズつけたりしない <p> 電池がショート、液もれ、発熱、破裂の原因となります。</p> <ul style="list-style-type: none">■電源コード・プラグを破損するようなことはしない <p> 傷んだまま使用すると感電、ショート、発火、火災の原因となります。</p> | <ul style="list-style-type: none">■電源プラグのほこりなどは定期的にとる <p> プラグにほこり等がたまり、湿気等で絶縁不良となり火災の原因となります。</p> <ul style="list-style-type: none">■電源プラグは根元まで確実に差し込む <p> 差し込みが不完全ですと、感電や発熱による火災の原因となります。</p> |
| ⚠ 注意 | |
| <ul style="list-style-type: none">■ぬれた手で電源プラグを触らない <p> 感電やショートの原因となります。</p> | <ul style="list-style-type: none">■炎天下の車内や暖房器具のそばなど、温度が高くなるところで保管しない <p> 本体の変形によるショートや発火、故障、電池の劣化の原因となります。</p> |

付表-4 (A)

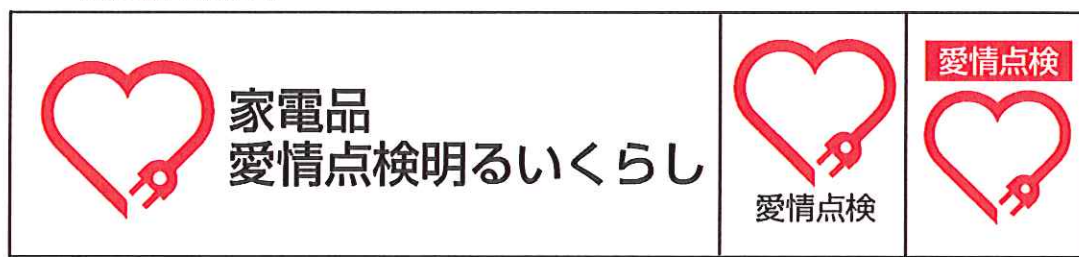
安全点検マークおよびキャッチフレーズ

(1)安全点検マーク

下図の安全点検マークを使用する。印刷色は金赤色とするが、印刷事情によっては広く同系色でも可とする。単色印刷の場合は色種を問わない。

(2)キャッチフレーズ

安全点検マークに近接してキャッチフレーズ「家電品 愛情点検 明るいくらし」を記載する。これを省略する場合は、安全点検マークにゴシック体で「愛情点検」の文字を添える。この文字は同色、白抜きとしてもよい。次に例を示す。



付表-4 (B)

取扱説明書などへの安全点検のための表示

(1)点検表示事項

- 安全点検マークに近接して、啓発文「長年ご使用の〇〇〇の点検を！」(〇〇〇は製品名)および「こんな症状はありませんか」を表示する。
- 製品ごとの代表的なチェック事項を表示する。
表示内容は(財)家電製品協会作成の安全啓発資料、工業会取り決めなどに基づき作成する。
- 処置に関して、次を記載する。
「ご使用中止」および「事故の防止のため、電源プラグを抜き、販売店に点検・修理をご相談ください」との旨。

(2)関連事項の表示

- 長期使用に関連する次の事項を安全点検マークに近接して表示してもよい。
- 補修用性能部品の最低保有期間に関する事項
<経済産業省指定品目の場合>
「〇〇〇の補修用性能部品の最低保有期間は製造打ち切り後〇年です」
<経済産業省指定品目以外の場合>
「当社は〇〇〇の補修用性能部品の製造打ち切り後最低〇年保有しています」
 - 製造時期表示のある製品ではその表示箇所に関する事項
「この製品の製造時期は本体の〇〇に表示されています」
(〇〇は箇所を示す)

付表-5 (A)

表示関連法規の例 国内関連法規

製品によっては、表示に関して種々の関連法規が存在するが、その場合はこのガイドラインよりも関連法規が優先される。関連法規の例は次のようなものがある。

| 法律名 (含む条例) | 備 考 |
|----------------------------|--|
| 電気用品安全法 | (通称：電安法、PSE法) |
| 家庭用品品質表示法 | (通称：品表法) |
| 製造物責任法 | (通称：PL法) |
| 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 | (通称：独占禁止法、独禁法) |
| 工業標準化法 | JIS S 0101-2000 消費者用警告図記号 JIS S 0101-2000 消費者用警告図記号－試験の手順 JIS S 0103-2002 消費者図記号 JIS Z 0152-1996 包装物品の取扱注意マーク 各製品JIS 等 |
| 電気事業法 | 電気設備に関する技術基準 |
| 電気工事士法 | |
| 特定家庭用機器再商品化法 | (通称：家電リサイクル法) |
| ガス事業法 | |
| 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適性化に関する法律 | |
| 高圧ガス保安法 | |
| 水道法 | |
| 食品衛生法 | |
| 電波法 | |
| 消防法 | 火災予防条例 |
| 建築基準法 | |
| 労働安全衛生法 | |
| 薬事法 | |
| 消費生活用製品安全法 | (通称：消安法) |
| エネルギー使用の合理化に関する法律 | |
| 再生資源の利用の促進に関する法律 | |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律 | (通称：容器包装リサイクル法) |
| 個人情報の保護に関する法律 | (通称：個人情報保護法) |
| 計量法 | |
| 消費者基本法 | |
| 不当景品類及び不当表示防止法 | (通称：景品表示法、景表法) 傘下に「家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約」がある。 |
| 消費者契約法 | |
| 不正競争防止法 | |
| 著作権法 | |
| 政令指定都市・消費者保護条例 | |
| 地方公共団体・消費者保護条例 | |

* 「製品の表示・取扱説明書の充実・適正化に関する指導要領」(1998.10.14付 通産省公報 No. 13176号)

付表-5 (B)

表示関連法規の例 海外関連規格等

このガイドラインは国内のPL法を対象としている。法規上(JIS、公的機関の定める業界規格を含む)表示を義務づけられている事項は当該法規に従った表示を優先する。ここにある法規は、電池器具に直接関係ないものも含むが参考として掲載した。

1. 表示／安全に関係する主なISO/IECガイド

- (1) ガイド14 消費者のための製品情報
- (2) ガイド37 消費者関連製品に関する取扱説明書
- (3) ガイド50 安全側面～子供の安全の指針
- (4) ガイド51 安全側面～規格への導入指針
- (5) ガイド71 高齢者及び障害のある人々のニーズに応じた規格作成配慮指針

2. 図記号に関係する主な国際規格

2.1 ISO規格

- (1) ISO 3864 (JIS Z 9101-2005) 安全色と安全標識
- (2) ISO 7000 装置に使用する図記号～索引及び摘要
- (3) ISO 7001 装置に使用する図記号～公共用記号及びAmendment No. 1
- (4) ISO 7010 図記号～安全色及び安全標識～産業環境及び案内用の安全標識及びAmendment 1～3
- (5) ISO 9186-1 図記号～試験方法～第1部：わかりやすさの試験方法
- (6) ISO 9186-2 図記号～試験方法～第2部：試験知覚品質の方法
- (7) ISO 11683 高齢者・障害者配慮設計指針～包装・容器～危険の凸警告表示～要求事項

2.2 IEC規格

- (1) IEC 60617-1 (=JIS C 0617-1) 電気用図記号～概説
- (2) IEC 60617-2 (=JIS C 0617-2) 電気用図記号～図記号要素、限定図記号及びその他の一般用途図記号
- (3) IEC 80416-1 装置に使用する図記号作成の一般原則
- (4) IEC 60417-1 機器用図記号～概要及び個別図記号の集成
- (5) IEC 60417-2 機器用図記号～シンボル原図

3. 表示／安全に関係する主な規格 (法令を含む)

3.1 国際規格

- (1) IEC 60065 (JIS C 6065-2007) オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器～安全性要求事項
- (2) IEC 60950 情報技術機器の安全性及びAmendment 1
- (3) IEC 60335-1 (≠JIS C 9335-1-2003) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性～一般要求事項
- (4) IEC 62079 電気及び関連分野～取説説明の作成～構成、内容及び表示方法
- (5) IEC 62233 電磁波関連規格で、家庭用及びこれに類する電気機器の電磁界による人体曝露評価方法

3.2 アメリカ

- (1) ANSI Z 535.1～6 全米規格 (警告用図記号)
- (2) UL 1492 テレビ、ビデオ、オーディオ機器の安全性
- (3) UL 1642 リチウム電池
- (4) UL 60950 (IEC 60950) 情報処理機器の安全性
- (5) UL 2054 家庭用一般電池
- (6) UL 6500 (IEC 60065) 家庭用電子機器の安全性
- (7) 包装関係表示に関するカルフォルニア州法
- (8) UFC規格 RULE41 段ボール箱材質保証マーク
- (9) FTC規則
- (10) 消費者製品の取扱説明書作成についての製造業者の指針
- (11) UL 60335-1 (IEC 60335-1) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性

3.3 カナダ

- (1) CAN/CAS-C22.2 No. 1-M98 ラジオ・テレビジョン及び電子機器の安全性
- (2) カナダ消費者包装表示法
- (3) カナダケベック州公用語法

3.4 イギリス

- (1) BS/EN60065 家庭用電子機器の安全性
- (2) EEC publ. 67/548 (EC Official Journal L-180) 危険物質の包装表示分類
- (3) ビニール袋に窒息注意表示

3.5 ドイツ

- (1) DIN 30600 図記号の一覧表
- (2) DIN 8418 (GEN/TC114) 情報機器の操作・サービスの取扱情報

3.6 EU

- (1) 一般製品安全指令GPSD (2001/95/EC、2004年1月15日に発効)
- (2) 製造物責任に関する指令 (85/374/EEC)
- (3) 低電圧指令 (2006/95/EC)
- (4) 機械指令 (98/37/EC)
- (5) EMC (電磁両立性) 指令 (2004/108/EC)
- (6) 無線及び電気通信端末装置指令 (1995/5/EC)
- (7) 消費者向け商品のための取扱説明書のEC決議 (EC Council-98/C411/01、1998年12月17日)

3.7 中国

- (1) GB/T 191 : 2008 包装保管輸送図記号表示
- (2) GB 2312 : 1980 情報交換用符号化文字集合 基本集
- (3) GB 2893 : 2000 安全色
- (4) GB 2894 : 1996 安全標識
- (5) GB 4706.1 : 1998 家電及び類似用途電気器具の安全 第一部 共通要求
- (6) GB 5296.1 : 1997 消費品使用説明 総則
- (7) GB 5296.2 : 1999 消費品使用説明 第二部 家電及び類似用途電気器具の使用説明
- (8) GB 18030 : 2000 情報技術 情報交換用符号化文字集合～基本セットの拡張～
- (9) GB 18455 : 2001 包装回収表示
- (10) GB/T 19678 : 2005 説明書の制作～構成、内容及び表示方法

Ⅱ 電池器具分類別表示推奨文例

(1) 商品別分類

資料編(1-a)：携帯電灯

懐中電灯・ポケットライト・強カライト・常備灯・
自動車用非常信号灯・ヘッドランプ・ランタン等

資料編(1-b)：防犯ブザー

資料編(1-c)：クリーナー

資料編(1-d)：その他

(2) 機能別分類

資料編(2-a)：充電式器具


資料編(2-b)：密閉式器具


資料編(2-c)：蛍光灯使用器具




資料編(2-d)：その他

資料編 商品別分類：(1-a) 携帯電灯


(懐中電灯・ポケットライト・強カライト・常備灯・自動車用非常信号灯・ヘッドランプ・ランタン等)

| 本体表示 | 個装(化粧箱・ヘッダー・台紙・袋) 取扱説明書・単品カタログ |
|------|--|
| | <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">  注意 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 次のことを守らないと電池の発熱、液もれ、破裂によりケガや故障の原因となります。 (注1) (1) 電池の使用表示に従う (2) 使用後は必ずスイッチを切る (3) 定期的に点検(点灯、液もれ)する ● 豆球用端子をショートさせない (やけどや故障の原因となります。) ● 長期間使用しないときは、電池を器具から取り出す (電池が液もれする原因となります。)(注2) ● 炎天下の車内や暖房器具のそばなど、温度が高くなるところで保管しない (本体の変形によるショートや発火、故障、) (電池の劣化の原因となります。)(注2) ● 目に光を当て続けない (目をいためる原因となります。)(注3) ● 豆球は温度が下がるまでさわらない (やけどの原因となります。)(注4) ● 豆球の交換は、器具にセットされていた豆球と同じものを使用する (器具を破損させることがあります。) <p>(注1)：リチウム電池使用の場合は、発火を追加 (注2)：常備灯・自動車用信号灯は除く (注3)：25lm以上の豆球およびLED使用機種に限定 (注4)：25lm以上の豆球使用機種に限定</p> |




| 本体表示 | 個装(化粧箱・ヘッダー・台紙・袋) 取扱説明書・単品カタログ |
|------|---|
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"> 注意</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 次のことを守らないと電池の発熱、液もれ、破裂によりケガや故障の原因となります。 (1) 電池の使用表示に従う (2) 使用後は必ずスイッチを切る (3) 定期的に点検(吹鳴、液もれ)する ● 長期間使用しないときは電池を器具から取り出す (電池が液もれする原因となります。) ● 炎天下の車内や暖房器具のそばなど、温度が高くなるところで保管しない (本体の変形によるショートや発火、故障、 電池の劣化の原因となります。) ● 乳幼児の近くや耳元で使用しない (耳をいためる原因となります。) |

| 本体表示 | 個装（化粧箱・ヘッダー・台紙・袋） 取扱説明書・単品カタログ |
|---|--|
| <div data-bbox="391 436 587 499" style="text-align: center;">  警告 </div> <div data-bbox="215 510 754 611"> <p>●ガソリン・灯油・たばこの吸いがらなどは吸わせない。 (火災の原因となります。)</p> </div> | <div data-bbox="997 436 1193 499" style="text-align: center;">  警告 </div> <div data-bbox="821 510 1361 611"> <p>●ガソリン・灯油・たばこの吸いがらなどは吸わせない。 (火災の原因となります。)</p> </div> <div data-bbox="997 678 1193 741" style="text-align: center;">  注意 </div> <div data-bbox="821 752 1374 1256"> <ul style="list-style-type: none"> ●次のことを守らないと電池の発熱、液漏れ、破裂により、ケガや故障の原因となります。 (1)電池の使用表示に従う (2)定期的に点検（動作、液漏れ）する (3)使用後は必ずスイッチを切る ●長時間使用しないときは、電池を器具から取り出す (電池が液漏れする原因となります。) ●炎天下の車内や暖房器具のそばなど、温度が高くなるところで保管しない (本体が変形によるショートや、発熱、故障、電池の劣化の原因となります。) ●本体の空気穴に指や金属片などを入れない (ケガや故障の原因となります。) ●子供が使用する場合は保護者が取扱説明書や注意書の使用方法を十分に教える </div> |




資料編 商品別分類：(1-d) その他

| 本体表示 | 個装(化粧箱・ヘッダー・台紙・袋) 取扱説明書・単品カタログ |
|------|---|
| | <div data-bbox="810 439 1393 801" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;"> 注意</p><ul style="list-style-type: none">● 次のことを守らないと電池の発熱、液もれ、破裂によりケガや故障の原因となります。<ul style="list-style-type: none">(1) 電池の使用表示に従う(2) 使用後は必ずスイッチを切る(3) 定期的に点検(点灯、液もれ)する● 長期間使用しないときは、電池を器具から取り出す (電池が液もれする原因となります。)</div> |




資料編 機能別分類：(2-a) 充電式器具

| 本体表示 | 個装(化粧箱・ヘッダー・台紙・袋) 取扱説明書・単品カタログ |
|--|---|
| <p><本体表示></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  警告 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 次のことを守らないと感電や故障の原因となります (1) 水のかかるところで使用しない(注1) (2) 水洗いしない(注1) (3) 分解や改造をしない (4) 専用充電アダプター、専用スタンド以外のものは使用しない <p>(注1)：防水形など水まわりで使用出来るように設計されたものを除く</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  警告 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 次のことを守らないと感電や故障の原因となります (1) 水のかかるところで使用しない(注1) (2) 水洗いしない(注1) ● 分解や改造をしない (火災・感電・ケガの原因となります) ● 専用充電アダプター、専用スタンド以外のものは使用しない ● 定格電圧以外の電源を使用しない (過充電による発熱や故障または充電不足の原因となります) ● 電源コード・プラグを破損するようなことはしない (感電・ショート・発火の原因となります) ● 電源プラグは根元まで確実に差し込む (差し込みが不完全ですと、感電・発熱・発火の原因となります) ● 傷んだプラグ・緩んだコンセントは使用しない (感電・ショート・発火の原因となります) <p>(注1)：防水形など水まわりで使用出来るように設計されたものを除く</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  注意 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 濡れた手で電源プラグを触らない (感電やショートの原因となります) ● 充電が完了したら電源プラグを抜く (絶縁劣化により感電・火災の原因となります) ● 湿気の多いところで使用や保管をしない (感電や故障の原因となります)(注1) ● 電源プラグのごみやほこりは定期的に取り除く (ごみ・ほこりがついたままだと、感電・ショート・発火の原因となります) ● 電池を廃棄、保存する場合は(+)(-)端子部をテープなどで絶縁する (電池の発熱、破裂、発火の原因となります) (注2) ● 強い衝撃を与えたり投げつけたりしない (液漏れ・発熱・破損の原因となります) <p>(注1)：防水形など水まわりで使用出来るように設計されたものを除く</p> <p>(注2)：電池端子部が絶縁されているものは除く</p> |

資料編 機能別分類：(2-b) 密閉式器具（水中使用器具等）

| 本体表示 | 個装（化粧箱・ヘッダー・台紙・袋） 取扱説明書・単品カタログ |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"> 警告</p> <p>● 次のことを守らないと電池からガスが出る ことがあり、大きな音とともに器具が破裂する 原因となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電池は＋を逆に入れない (2) 新旧・異種の電池を混用しない (3) 使い切った電池は器具から取り出す (4) 充電式電池は使用しない | <p style="text-align: center;"> 警告</p> <p>● 次のことを守らないと電池からガスが出る ことがあり、大きな音とともに器具が破裂する 原因となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電池は＋を逆に入れない (2) 新旧・異種の電池を混用しない (3) 使い切った電池は器具から取り出す (4) 充電式電池は使用しない |
| | <p style="text-align: center;"> 注意</p> <p>● 次のことを守らないと浸水や動作不良などで 事故の原因となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防水用Oリングにゴミやキズを付けない (2) 前ベースとケースとの隙間がなくなるま で十分に締め付ける (3) 分解や改造しない (4) 指定の水深以上で使用しない (5) 水中でのご使用の際は必ず新しい電池と 交換する |



資料編 機能別分類：(2-c) 蛍光灯使用器具

| 本体表示 | 個装(化粧箱・ヘッダー・台紙・袋) 取扱説明書・単品カタログ |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"> 警告</p> <p>●蛍光灯のソケット金属部に水をかけたり、指や金属片などで触れない (感電する原因となります。)</p> | <p style="text-align: center;"> 警告</p> <p>●蛍光灯のソケット金属部に水をかけたり、指や金属片などで触れない (感電する原因となります。)</p> |
| | <p style="text-align: center;"> 注意</p> <p>●次のことを守らないと感電や故障の原因となります。</p> <p>(1)蛍光灯を交換するときは、必ずスイッチを切る</p> <p>(2)分解や改造しない</p> <p>●指定ワット数、種類の蛍光灯を必ず使用する (過熱の原因となります。)</p> <p>●蛍光灯に衝撃を与えない (けがの原因となります。)</p> |

資料編 機能別分類：(2-d) その他

| 本体表示 | 個装（化粧箱・ヘッダー・台紙・袋） 取扱説明書・単品カタログ |
|--|--|
| <p data-bbox="209 405 475 434"><アンテナ使用器具></p> <div data-bbox="199 450 783 647" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"> 警告</p> <p>●雷が鳴ったら、アンテナや器具の金属部に触れない (誘電雷により感電の原因となります。)</p> </div> <p data-bbox="209 703 448 732"><レンズ使用器具></p> <div data-bbox="199 748 783 913" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"> 警告</p> <p>●レンズを通して太陽光などの強い光を見ない (目をいためる原因となります。)</p> </div> | <p data-bbox="825 405 1091 434"><アンテナ使用器具></p> <div data-bbox="815 450 1399 647" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"> 警告</p> <p>●雷が鳴ったら、アンテナや器具の金属部に触れない (誘電雷により感電の原因となります。)</p> </div> <p data-bbox="825 703 1064 732"><レンズ使用器具></p> <div data-bbox="815 748 1399 913" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"> 警告</p> <p>●レンズを通して太陽光などの強い光を見ない (目をいためる原因となります。)</p> </div> <div data-bbox="807 954 1391 1151" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"> 注意</p> <p>●太陽光の当たるところにレンズをむき出しで置かない (焦点が合えば発火する恐れがあります。)</p> </div> <p data-bbox="825 1211 1027 1240"><磁石使用器具></p> <div data-bbox="807 1256 1391 1453" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"> 注意</p> <p>●磁気カードなどを近づけない (〇〇の磁気でカードや定期券などに異常を 起こす原因となります。)</p> </div> <p data-bbox="825 1514 1318 1543"><トイシリンダーに収まる電池使用器具></p> <div data-bbox="807 1559 1391 1794" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"> 注意</p> <p>●電池は乳幼児の手の届かないところに置く (誤って飲み込むと、胃を痛める原因となり ます。万一飲み込んだ場合は、直ちに医師 と相談してください。)</p> </div> |

資料編 機能別分類：(2-d) その他

| 本体表示 | 個装(化粧箱・ヘッダー・台紙・袋) 取扱説明書・単品カタログ |
|------|--|
| | <p><リチウム電池同梱で電池に表示がない器具></p> <div data-bbox="807 454 1388 620" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"> 注意</p> <p>●電池は充電・ショート・分解などしない (電池が発熱・破裂・発火の原因となります。)</p> </div> <p><ボタン・リチウム電池使用器具></p> <div data-bbox="807 707 1388 902" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"> 注意</p> <p>●電池を廃棄、保存する場合は(+)(-)端子部 をテープなどで絶縁する (電池の発熱・破裂・発火の原因となります。)</p> </div> |

Ⅲ 器具委員会・委員名簿

| | | |
|-----|-------|--------------------------|
| 委員長 | 渡辺 誠 | 三洋電機株式会社 |
| | 山本 幸弘 | FDK株式会社 |
| | 福井 輝雄 | 東芝ホームアプライアンス株式会社 |
| | 大井 秀典 | パナソニック株式会社 |
| | 蜂谷 隆 | シック・ジャパン株式会社エナジャイザーカンパニー |
| 事務局 | 西濱 秀樹 | 社団法人 電池工業会 |

電池器具安全確保のための表示に関するガイドライン

2010年(平成22年)6月 改訂
初版 1995年(平成7年)4月発行
第2版 1999年(平成11年)3月発行
第3版 2005年(平成17年)3月発行

発行 社団法人 電池工業会
〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号
(機械振興会館)

電話 03-3434-0261 (代表)
Fax 03-3434-2691
HP <http://www.baj.or.jp>

※無断複製を禁ずる